

昭和二十五年大蔵省令第四十五号

国家公務員等の旅費支給規程

第一条 国家公務員等の旅費に関する法律の規定に基
き、国家公務員等の旅費支給規程を次のように定
める。

(附属の島)

第二条 第一項第四号に規定する「附屬の島」と
は、本州、北海道、四国及び九州に附屬する島
をいう。

(旅行取消等の場合における旅費)

第三条 法第三条第六項の規定により支給する旅
費の額は、法第四十六条第二項の規定に基づき
財務大臣に協議して定める旅費の額を支給する
場合を除き、左の各号に規定する額による。

一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃とし
て、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利
用を予約するため支払った金額で、所要の払
いもどし手続をとつたにもかかわらず、払い
もどしを受けたがきなかつた額。但
し、その額は、その支給を受ける者が、当該
旅行について法により支給を受けることがで
きた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料
の額をそれぞれこえることができない。

二 赴任に伴う住所又は居所の移転のため又は
外国への旅行に伴う支度のため支払った金額
で、当該旅行について法により支給を受ける
ことができた移転料又は支度料の額の三分の
一に相当する額の範囲内の額。

三 外国への旅行に伴う外貨の買入又はこれに
準ずる経費を支弁するため支払った金額で、
当該旅行について法により支給を受けること
ができる額の範囲内の額。

(旅費喪失の場合における旅費)

第三条 法第三条第七項の規定により支給する旅
費の額は、左の各号に規定する額による。但
し、その額は、現に喪失した旅費額をこえるこ
とができない。

一 現に持っていた旅費額（輸送機関を利用
するための乗車券、乗船券等の切符類で当該
旅行について購入したもの（以下「切符類」
という）を含む。以下本条において同じ。）
の全部を喪失した場合には、その喪失した時
以後の旅行を完了するため法の規定により支
給することができる額。

二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した
場合には、前号に規定する額から喪失を免
れた旅費額（切符類については、購入金額の
うち、未使用部分に相当する金額）を差し引
いた額。

(旅行命令等の通知)

第三条の二 旅行命令権者は、旅行命令等を發
し、又は変更した場合には、できるだけのみや
かに当該旅行命令簿等を支出官等に提示しなけ
ればならない。

(旅行命令簿等の記載事項又は記録事項及
び様式)

第四条 法第四条第四項に規定する旅行命令簿等
の記載事項又は記録事項及び様式は、別表第一
による。

(路線の計算)

第五条 内国旅行の旅費の計算上必要な路程の計
算是、左の区分に従い、当該各号に掲げるもの
により行うものとする。

一 鉄道 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九
十二号）第十三条规定する鉄道運送事業者
の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる
路程

二 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げ
る路程

三 陸路 地方公共団体の長その他當該路程の
計算について信頼するに足る者により証明さ
れた路程

二 法第二十六条に規定する日額旅費又は法第
二十七条（法第四十二条において準用する場
合を含む。）に規定する在勤地内旅行の旅費
(移転料を除く。)を請求する場合には、別表
二の第三号様式による旅費請求書

三 法第四十一条に規定する旅行手当を請求す
る場合には、別表第二の第四号様式による旅
費請求書

四 法第三十条に規定する旅費又は法第四十条
に規定する死亡手当を請求する場合には、別
表第二の第五号様式による旅費請求書

五 法第三条第六項に規定する旅費を請求する
場合には、別表第二の第六号様式による旅
費請求書

六 法第三条第七項に規定する旅費を請求する
場合には、別表第二の第七号様式による旅
費請求書

七 概算払に係る旅費を精算する場合であつ
て、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一
である場合には、別表第二の第八号様式によ
る旅費精算請求書

八 前項各号に定める旅費請求書及び旅費精算請
求書は、当該請求書に記載すべき事項を記録し
た電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他
人の知覚によつては認識することができない方
式で作られる記録であつて、電子計算機による
情報処理の用に供されるものをいう。）をもつ
て、当該請求書に代えることができる。

(旅行命令等の変更の申請)

第六条 旅行者が、法第五条第一項又は第二項の
規定により旅行命令等の変更を申請する場合に
は、前号に規定する額から喪失を免
れた旅費額（切符類については、購入金額の
うち、未使用部分に相当する金額）を差し引
いた額。

は、その変更の必要を証明するに足る資料を提
出しなければならない。

各府の長が定める方法とする。
(旅費の請求手続)

第七条 法第十三条第一項に規定する旅費請求書
の種類、記載事項又は記録事項及び様式は、左
の区分に従い、当該各号に掲げるところによ
る。

一 第二号から第七号までに掲げる旅費以外の
旅費を請求する場合には、別表第二の第一号
により行うものとする。

二 法第十三条第三項に規定する期間は、精算に
よる過払金の返納の告知の日の翌日から起算し
て二週間とする。

三 法第十三条第四項に規定する給与の種類は、
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五
年法律第九十五号）に規定する俸給、俸給の特
別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手
当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域
手当、広域異動手当、単身赴任手当、特殊勤務
手当、特地勤務手当（同法第十四条の規定によ
る手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤
手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当、
又はこれらに相当する給与とする。

四 法第十三条第五項に規定する電磁的方法は、
各府の長が定める方法とする。

五 法第十三条第六項に規定する財務省令で定
めるものは、次の各号に掲げるものとす
る。

一 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空
旅行 インドネシア、ベトナム、カンボジ
ア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民
国、台灣、中華人民共和国、東ティモール、
フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミヤン

4 法第十三条第五項に規定する電磁的方法は、
各府の長が定める方法とする。

(旅費の請求手続)

第八条 法第十三条第二項に規定する期間は、や
むを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得
た場合を除く外、旅行の完了した日の翌日から
起算して二週間とする。

九条 法第三十四条第一項に規定する旅費請求書
の長時間にわたる航空路による旅行として財務
省令で定めるものは、次の各号に掲げるものと
する。

一 前項の規定は、法第四十二条において法第二
十七号第一号を準用する場合において準用す
る。

二 旅行が、行程十六キロメートル以上又は引
き続き八時間以上の場合には、日当の定額の
二分の一に相当する額（その額に一円未満の
端数があるときは、その端数に相当する額を
控除した額）

三 前項の規定は、法第四十二条において法第二
十七号第一号を準用する場合において準用す
る。

四 法第三十四条第一項に規定する旅費請求書
の長時間にわたる航空路による旅行として財務
省令で定めるものは、次の各号に掲げるものと
する。

一 本邦と次の地域を除いた地域との間の航空
旅行 インドネシア、ベトナム、カンボジ
ア、北朝鮮、シンガポール、タイ、大韓民
国、台灣、中華人民共和国、東ティモール、
フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミヤン

この省令は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和三一年六月一日大蔵省令第四六号）抄

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十一年六月一日以後に出発する旅行から適用する。

2 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の規定により暫定手当が支給される間は、改正後の国家公務員等の旅費支給規程第八条第三項の規定中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」として、同項の規定を適用する。

附 則（昭和三七年四月一四日大蔵省令第三六号）抄

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十七年五月一日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和三八年三月二十五日大蔵省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十九年五月一日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四〇年三月八日大蔵省令第五号）

この省令は、昭和三十八年四月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四〇年一二月二三日大蔵省令第六八号）

この省令は、昭和四十一年一月一日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四一年六月一七日大蔵省令第四〇号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年一二月二二日大蔵省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月二六日大蔵省令第三六号）

この省令は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月九日大蔵省令第三〇号）抄

1 この省令は、昭和四十四年五月十日から施行する。

2 改正前の別表第二（第一号様式（甲））旅費概算精算請求書、別表第一（第二号様式（甲））旅費概算精算請求書、別表第二（第一号様式（乙））第二号様式（乙）、別表第二（第三号様式（甲））旅費概算精算請求書、別表第二（第三号様式（乙））第三号様式（乙）及び別表第二（第七号様式）旅費請求書の用紙は、当分の間、これを取りつくりい使用することができる。

附 則（昭和四五五年一二月二八日大蔵省令第七三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月六日大蔵省令第四号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年一月二十五日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四七年三月二九日大蔵省令第一二号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年一月二十一日以後に出発する旅行から適用する。

附 則（昭和四七年五月一三日大蔵省令第四一号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四八年五月二日大蔵省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年五月二日大蔵省令第六号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年六月二日大蔵省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令の規定は、昭和四八年四月一日以後に完了する旅行から適用し、新規程第十八条の規定は、昭和四八年四月一日以後に出発する旅行及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年一二月二二日大蔵省令第六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四三年六月二六日大蔵省令第三六号）

この省令は、改正前の別表第二（第一号様式（甲））旅費概算精算請求書の用紙は、当分の間、これを取りつくりい使用することができる。

附 則（昭和五〇年一月七日大蔵省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）は、次項に定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日以後の期間に對応する分及び施行日前に完了した旅行に対する分及び施行日前に完了した旅行による。

附 則（昭和五四年三月三一日大蔵省令第一二号）

この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五六年四月三〇日大蔵省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令の規定は、昭和四八年四月一日以後に完了する旅行から適用し、新規程第十七条の規定は、施行日以後に完了する旅行及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二六号）

この省令は、改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）第十七条の規定は、次項で定めるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行については、なお従前の例により、施行日

て適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年四月三〇日大蔵省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費支給規程（次項に定めるものを除く。）は、施行日以後に完了する旅行及び施行日前に完了した旅行について適用し、当該旅行のうち施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年四月一四日大蔵省令第三一号）

この省令は、改正後の国家公務員等の旅費支給規程（以下「新規程」という。）第十七条の規定は、次項で定めるものを除く。この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行及び施行日前に完了した旅行について適用し、当該旅行のうち施行日前に完了した旅行については、なお従前の例により、施行日

前に受けた旅費と同額の旅費を支給することとする。

附 則 (昭和六〇年一二月二一日大蔵省令第六〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、一般職の職員の給与に関する法律を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員等の旅費支給規程の規定は、この政令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月二七日大蔵省令第二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年四月六日大蔵省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年四月二三日大蔵省令第十九号)

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成二年二月一日大蔵省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年九月一九日大蔵省令第四三号)

この省令は、平成三年一二月一四日大蔵省令

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第八十一条第一項、第八十二条第一項(改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る)及び第二項並びに第八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年一二月一四日大蔵省令第五三号)

この省令は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成四年一二月一四日大蔵省令第一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年二月一〇日大蔵省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年四月三日大蔵省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年八月三一日大蔵省令第八二号)

この省令は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の施行の日(平成六年九月一日)から施行する。

附 則 (平成七年三月二十四日大蔵省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成八年四月五日大蔵省令第二号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日大蔵省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二二日財務省令第五号)

この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日大蔵省令第四三号)

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令第六九号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、第八十一条第一項、第八十二条第一項(改正前国共済施行規則第七十八条中「十二分の二」とあるのは「九分の二」と読み替える部分に限る)及び第二項並びに第八十三条第一項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日財務省令第五七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日財務省令第七号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日財務省令第五九号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日財務省令第五九号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日財務省令第五九号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日財務省令第五九号)

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二二日財務省令第五九号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一〇月二八日財務省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条による改正後の国家公務員等の旅費支給規程第十四条及び第十五条の規定は、この省令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年三月六日財務省令第七号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月六日財務省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年七月五日財務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年七月五日財務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二五日財務省令第九号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

1 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (令和二年四月一日財務省令第三五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年六月一五日財務省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一
(甲)

備考 1. 本様式は、伝達に便利な用の文字は抹消して使用すること。
2. 旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

別表第一(乙)

備考 1. 旅行命令等を変更の場合には、変更後の旅行命令等の備考欄に旅行命令等の変更の事実及び変更前の旅行命令等の発令年月日を記載すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることの他所要の調整を加えることができる。

別表第一
(乙)

(2)

別表第二（第一号様式（甲）

(甲)

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 草芝袋、食卓料の欄に限っては省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他の所要の調整を加えることができる。

第二章(第二卷第3式(甲))

備考 1. 本様式は、使途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 扶養親族移転料だけを請求する場合には、本人分の旅費を括弧書すること。
3. 空室費、食卓料の欄に限っては、省略することができる。
4. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第二号様式）（甲）

甲

甲

別表第二（第一号様式（乙）第二号様式（乙））

別表第二（第三号様式（甲））

別表第二（第三号様式（乙））

別表第二（第四号様式）

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 航空貨、食卓料の欄に限つては、省略することができる。
3. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

備考 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる

別表第二(第四号様式)		旅費	機料	算賃	請求書
支出去等				勘定	
請 求 者 名 氏 名	所 属 部 門	額		請求書	
	職 務 の 級	額		請求書	
	姓 名	額		請求書	
算 出 根 柢	区 分	額		金 額	
	鉄道 賃	額		内	
	船 賃	額		内	
	航 空 賃	額		内	
	郵 便 賃	額		内	
	日 当	額		内	
	宿 泊 料	額		内	
	食 事 料	額		内	
支 度 料	額		内		
計					内
上記のとおり旅費を請求します。 上記の金額を勘定に計上しました。 氏名		合 計	年 年	月 月	日 日
					備 考

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に、所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第五号様式）

支払官等		行 政 命 令 署名 被請求者の確認	算出根拠
請 求 者 者	住 所 (又は所属部局課)		
	職 業 (又は官 職)		
	死 亡 者 との 続柄 (又は職務の級)		
	氏 名		
請 求 額		円	
死 亡 者	所 属 部 局 課		
	官 職		
	職 業 の 級		
	氏 名		
請求者との続柄			
上記のとおり旅費を請求します。 上記の額を領収しました。 氏 名		令 和 年 年 月 月 日 日	備考

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第六号様式）

請求第二(捺印等式)		請求書					
文封百等		件名 性別 性別の確認		請求事由			
請求者	所屬部局 (又は住所)						
	取扱業種 (又は職務)						
	職務の段級 (又は職員上の読み方)						
	氏名						
	請求額					円	
算出根紙	区分	本入分	扶養親族分	計	内		貢
	鉄道	貨	円	円			
	船舶	貨					
	航空	貨					
	車移	料					
	支度	料					
その他							
計							
上記のとおり請求を請求します。 上記の金額を御收納下さい。 氏名				令和	年	月	日
				令和	年	月	日
				備考			

備考 1. 本様式は、用途に従い不用の文字は抹消して使用すること。
2. 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第七号様式）

備考 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第二（第八号様式）

備考 必要があるときは、各欄の配置に所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

別表第三

第一 第七条第一項第一号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第二十二条又は法第三十五条第三項に規定する支払の証明するに足る資料
一 法第三十二条第一号運賃の等級及び額を証明するに足る資料	法第二十三条又は法第三十六条に規定する移転料
、第二号若しくは第三号明するに足る資料	法第二十三条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転であること及びその移転を証明する資料を含む。）
十三条第一号若しくは第三号に規定する運賃又は二号に規定する運賃	法第三十四条第一項第一号、第二号若しくは第三号に規定する運賃
二 法第十七条第一項第一号に規定する運賃	法第三十四条第一項第一号に規定する運賃
四号に規定する寝台料金の支払を証明するに足る資料及びその支払を証明するに足る資料	法第三十二条第四号に規定する運賃若しくは同条第五号に規定する急行料金若しくは寝台料金の支払を証明するに足る資料及びその支払を証明するに足る資料
法第三十三条第三号に規定する運賃若しくは同条第五号に規定する急行料金又は法第三十四条第一項第四号に規定する運賃	法第三十三条第三号に規定する運賃若しくは同条第五号に規定する急行料金又は法第三十四条第一項第四号に規定する運賃
三 法第十八条に規定する航空貨物に規定する車貨	法第十九条第一項但書に規定する車貨
五 法第三十四条第二項に規定する車貨	法第三十四条第一項但書に規定する車貨
六 法第二十八条第一項公務上の必要又は天災において準用する場合を含む。）に規定する鉄道貨物	法第二十九条又は法第四十四条に規定する旅費
七 法第二十九条第一項公務上の必要又は天災（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）に規定する船貨又は車貨	法第三十条第四項又は法第四十五条に規定する旅費
（法第三十五条第二項における日当又は法第二十一条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による宿泊の場合における日当又は法第二十五条第二項（法第三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定する宿泊料）において規定する宿泊料	法第四十七条第一項に規定する旅費

八 法第二十二条又は法第三十五条第三項に規定する支払の証明するに足る資料	法第二十二条又は法第三十五条第三項に規定する支払の証明するに足る資料
九 法第二十三条又は法職員の移転、扶養親族（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）	法第二十三条又は法職員の移転、扶養親族（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）
十 法第三十九条の二に規定する旅費	法第三十九条の二に規定する旅費
十一 法第二十五条又は扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する資料の外、法第三十八条に規定する扶養親族移転料	法第三十九条の二に規定する旅費
十二 法第二十九条又は扶養親族であること並びにその年齢及び移転を証明する資料の外、法第三十八条に規定する扶養親族移転料	法第三十九条の二に規定する旅費
十三 法第三十条第四項職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料	法第三十条第四項職員の死亡、遺族であること及びその帰住を証明する資料
十四 法第四十七条第一項に規定する旅費	法第四十七条第一項に規定する旅費
十五 外国旅行の旅費	法第四十七条第一項に規定する旅費

第一 第七条第一項第二号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第二号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
一 法第二十七条第二号公務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）	法第二十七条第二号公務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）
二 法第二十七条第三号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第二十七条第三号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
三 法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）	法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）
四 法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）	法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）
五 法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）	法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災（法第四十二条においてその他やむを得ない事務上の必要又は天災）であること及びその移転を証明する資料の外、法第三十六条规定する移転を証明する資料を含む。）
六 法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
七 法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
八 法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
九 法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
十 法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
十一 法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
十二 法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
十三 法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
十四 法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第六号に規定する旅費請求書に添附すべき資料
十五 法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料	法第七条第一項第五号に規定する旅費請求書に添附すべき資料